



発行 新潟県

第 94 号

平成24年12月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

46 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

16 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1409 障害者自立支援法施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1410 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 1411 ふ化業者の登録（畜産課）
- 1412 保安林の指定予定（治山課）
- 1413 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 1414 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1415 基本測量の終了通知（監理課）
- 1416 公共測量の実施（監理課）
- 1417 道路の区域変更（道路管理課）
- 1418 道路の供用開始（道路管理課）
- 1419 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）
- 歯科技工士国家試験の実施について（医務薬事課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

選挙管理委員会規程

15 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

106 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

62 銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定（生活安全企画課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第46号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(204) (略)</p> <p><u>(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。）又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。）。</u></p> <p><u>(206) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。</u></p> <p><u>(207) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。</u></p> <p><u>(208) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第12項の規定による通知書の交付を受けること。</u></p> <p><u>(209) 都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。</u></p> <p><u>(210) 都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、必要な措置を命ずること。</u></p> <p><u>(211) 都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、計画の認定を取り消すこと。</u></p> <p><u>(212) 都市の低炭素化の促進に関する法律第59条の規定により、必要な助言及び指導を行うこ</u></p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(204) (略)</p>

<p>と。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第212号までに掲げる事務</u></p> <p>9・10 (略)</p>	<p>4～7 (略)</p> <p>8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第204号までに掲げる事務</u></p> <p>9・10 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第16号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前													
別表第4（第6条関係） (略) 土木部 (略) 建築住宅課		別表第4（第6条関係） (略) 土木部 (略) 建築住宅課													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(21) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(21)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第59条の規定により、必要な助言及び指導を行うこと（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(22)～(45) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(21) (略)		<u>(21)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第59条の規定により、必要な助言及び指導を行うこと（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u>		(22)～(45) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(21) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(22)～(45) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(21) (略)		(22)～(45) (略)
部長専決事項	課長専決事項														
(略)	(1)～(21) (略)														
	<u>(21)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第59条の規定により、必要な助言及び指導を行うこと（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u>														
	(22)～(45) (略)														
部長専決事項	課長専決事項														
(略)	(1)～(21) (略)														
	(22)～(45) (略)														
(略)		(略)													
別表第6（第15条関係） (1)・(2) (略) (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		別表第6（第15条関係） (1)・(2) (略) (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田地域振興局地域整備部長</td> <td><u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u></td> </tr> </tbody> </table>	専決権限を有する者	専 決 事 項	(略)		新発田地域振興局地域整備部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田地域振興局地域整備部長</td> <td><u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農</u>村振興に関する事項を除き、同条</td> </tr> </tbody> </table>	専決権限を有する者	専 決 事 項	(略)		新発田地域振興局地域整備部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農</u> 村振興に関する事項を除き、同条		
専決権限を有する者	専 決 事 項														
(略)															
新発田地域振興局地域整備部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u>														
専決権限を有する者	専 決 事 項														
(略)															
新発田地域振興局地域整備部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農</u> 村振興に関する事項を除き、同条														

	第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)		第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)		(略)	
三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第212号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)	三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第204号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)	長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)		(略)	
上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、	上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、

<p>備部長</p>	<p>第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>	<p>備部長</p>	<p>第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>
<p>佐渡地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第212号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、庶務課長、維持管理課長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>	<p>佐渡地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第204号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、庶務課長、維持管理課長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>(4) (略)</p>		<p>(4) (略)</p>	

告 示

◎新潟県告示第1409号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
おおまち薬局新井店	薬局妙高市小出雲3-5-25	薬局	平成24年10月1日
トモエ薬局	上越市中央1-12-11	薬局	平成24年11月1日

◎新潟県告示第1410号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
みなみ薬局	長岡市沢田1-1-3	薬局	平成24年12月1日
みらい とよば薬局	上越市樋場151-1-3	薬局	平成24年12月1日
加茂駅前薬局	加茂市駅前10-4	薬局	平成24年12月1日

◎新潟県告示第1411号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
新潟24第2号	平成24年11月28日	平成27年11月27日	新潟県長岡市寺泊下桐734番地3 有限会社アグリチック 代表取締役 佐藤 春雄	有限会社アグリチック 新潟県長岡市寺泊734番地3

◎新潟県告示第1412号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市岩谷口553の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成24年12月4日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
新潟市 新津郷土地改良区	小向水田	農業用道路施設整備 (基盤整備促進) 事業	新規	平成24年11月16日	第48条

◎新潟県告示第1414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備・農用地保全施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成24年12月5日から平成25年1月8日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	両津北部	換地計画書の写し	佐渡市役所本庁及び両津支所

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1415号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 基本測量（重点地域高精度三次元測量）
- 作業期間 平成24年10月9日から平成24年11月2日まで
- 作業地域 長岡市、柏崎市、刈羽郡刈羽村

◎新潟県告示第1416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（県営六郎女地区 区画整理 農業用排水施設設備 農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業 確定測量）
- 作業期間 平成24年11月26日から平成25年3月8日まで
- 作業地域 三島郡出雲崎町大字神条、吉川地内

◎新潟県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田屋戸野目線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字上千原 4439 番から	新	13.6～23.6メートル	464.2メートル
同市大字横曽根1619番まで			
	旧	5.8～22.0メートル	464.2メートル

◎新潟県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 田屋戸野目線
- 2 供用開始の区間
上越市大字上千原4439番から同市大字横曽根1619番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月4日

◎新潟県告示第1419号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年12月4日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年10月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
妙高市大字田口字北1060番3の内、1065番3の内 妙高市大字田口字堰694番5の内、694番5地先道路、695番4の内、695番8の内、695番4地先道路	5.40～6.07	29.30

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成24年11月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上越地域活性化機構

3 代表者の氏名

宮下 寿幸

4 主たる事務所の所在地

上越市本町5丁目5番9号

5 定款に記載された目的

この法人は、上越地域において情報利用技術（以下ITという）を基盤技術として提供することで産業および地域の活動を活性化することを目的とする。

産・学・官・民の連携を促進するためのネットワーク化をコーディネートし、教育や介護・福祉などを核とした産業クラスター形成の促進や人材や企業の育成といった様々な支援事業、さらには地域内情報ネットワークにおけるセキュリティポリシーの運用・監査などを行いながら、地域の活性化を実現する。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(活動の種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>① <u>まちづくりの推進を図る活動</u></p> <p>② <u>情報化社会の発展を図る活動</u></p> <p>③ <u>経済活動の活性化を図る活動</u></p> <p>④ <u>職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u></p> <p>(総会の権能)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 事業計画及び<u>活動</u>予算の決定並びにその変更</p> <p>⑤ 事業報告及び<u>活動</u>決算の承認</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第25条 (略)</p> <p><u>2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、</u></p>	<p>(活動の種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>① <u>特定非営利活動促進法第2条別表3号(まちづくりの推進を図る活動)</u></p> <p>② <u>特定非営利活動促進法第2条別表12号(情報化社会の発展を図る活動)</u></p> <p>③ <u>特定非営利活動促進法第2条別表14号(経済活動の活性化を図る活動)</u></p> <p>④ <u>特定非営利活動促進法第2条別表15号(職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動)</u></p> <p>(総会の権能)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 事業計画及び<u>収支</u>予算の決定並びにその変更</p> <p>⑤ 事業報告及び<u>収支</u>決算の承認</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第25条 (略)</p>

<p><u>当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。</u></p> <p>(総会における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の議事録)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>総会の議決があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p>(2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p>(3) <u>総会の議決があったものとみなされた日</u></p> <p>(4) <u>議事録作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、<u>特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>(総会における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の議事録)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を<u>経なければ変更することができない。</u></p>
--	---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成24年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書電算入力業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成24年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書電算入力業務

(2) 委託業務の仕様等

平成24年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書電算入力業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）によ

る。仕様書は、本公告の日から2に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 履行期限

平成25年2月28日

2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等
次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
電話番号 025-280-5161

Eメール: ngt030170@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者でないこと。
- (4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、指名競争入札に関し、知事から指名停止の措置を受けた者(指名停止期間の一部が属するものを含む。)でないこと。
- (5) 入札執行日において、引き続き1年以上事業を営んでいる者(参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいたものから、営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)であること。
- (6) 県内に住所を有する者(法人にあっては、県内に本社(本店)が所在する者)であること。
- (7) 新潟県の県税について未納がない者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- (9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成24年12月14日 10時00分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

歯科技工士国家試験の実施について（公告）

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成25年歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験の日時、場所、方法及び科目

方法	日時	場所	科目
学説 試験	平成25年 2月21日 (木) 午前9時	明倫短期大学	歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、 有床義歯技工学、歯冠修復技工学、 矯正歯科技工学、小児歯科技工学、 関係法規
実地 試験	平成25年 2月22日 (金) 午前9時	新潟市西区真砂 3丁目16番10号	歯科技工実技

2 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

3 受験手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 受験願書（様式第1号）
- (2) 卒業（卒業見込み）証明書、その他受験資格のあることを証明する書類
- (3) 写真
出願前6か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル台紙（様式第2号）付きのもの
- (4) 戸籍抄本（出願前6か月以内に発行されたもの）
- (5) 受験手数料
受験手数料として36,000円（新潟県収入証紙を願書に貼り、収入証紙は消印しないこと。）を納付すること。
- (6) 受験願書受付期間
直接持参の場合は、平成25年1月9日（水）から1月11日（金）までの午前9時から午後4時30分までとし、郵送の場合は平成25年1月9日（水）から1月11日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

4 その他

- (1) 合格発表
合格者については、平成25年3月14日（木）午前10時に、新潟県庁1階広報展示室前掲示板及び県のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/>）において発表するとともに、合格者に対して通知する。
- (2) 合格証書の交付
試験の合格者には、合格証書を交付するが、卒業見込み証明書を提出して受験した者に対しては、卒業証明書の提出があった後でなければ交付しない。
- (3) その他
この試験の提出書類の様式請求、願書の提出及び問い合わせは、郵便番号950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県福祉保健部医務薬事課医療指導係 電話(025)285-5511 内線2546にすること。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、原子力災害用防護資機材の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア 防護全面マスク（面体のみ）	1,032個
イ 防護半面マスク（面体のみ）	3,096個
ウ 防護マスク用吸収缶	8,256個
エ 保護メガネ	3,096個

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月28日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成25年1月4日（金） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成25年1月7日（月） 午後2時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成24年12月21日（金）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

なお、新潟県物品入札参加資格者で資格審査申請時等に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Full face respirator mask (covers face only) [1,032] units
- ② Half face respirator mask (covers face only) [3,096] units
- ③ Respirator filter cartridge [8,256] units
- ④ Safety glasses [3,096] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. December 21, 2012

(3) Date of bid opening:

2 : 00P.M. January 7, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
津南町	(略) 軽費老人ホーム ケ アハウス リバーサイ ドみさと <u>恵福園ほくぶ</u>	(略) 中魚沼郡津南町大 字芦ヶ崎乙355 <u>中魚沼郡津南町大 字下船渡甲8119番 地</u>	津南町	(略) 軽費老人ホーム ケ アハウス リバーサイ ドみさと	(略) 中魚沼郡津南町大 字芦ヶ崎乙355
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第106号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、胎内市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
新潟・イリノイ友好 会館	胎内市長橋下 276 番 地 1	大会議室	486.00	平成24年11月20日

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第62号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）第3条第4項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師を次のとおり指定した。

なお、平成24年3月9日付け新潟県公安委員会告示第9号は、廃止する。

平成24年12月4日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

医師の氏名	勤務する医療機関の所在地及び名称	診断の対象者
村竹 辰之	新潟市中央区古町通五番町608番地301 古町心療クリニック	法第5条第1項第3号の政令で定める病気 (銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年 政令第33号。以下「令」という。)第8条第3 号に定める病気を除く。)にかかっている者並 びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げ る者であるかどうかを調査する必要がある者 令第8条第3号に定める病気にかかっている 者であるかどうかを調査する必要がある者 介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の 2に規定する認知症である者であるかどうか を調査する必要がある者
田中 晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室 優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	
福多 真史	新潟市中央区旭町通一番町754番地 国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	
田中 晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
池内 健	新潟市中央区旭町通一番町754番地 国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	
田中 晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川室 優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	